

し尿処理場が能力アップ

来年五月には完成

▽……し尿処理場の増設工事が、一億三千八百五十万円の総事業費で……
 △……スタートしました。工事は、本年度と来年度の二か年で行なわれ、五……
 △……十年五月には完成する予定です。

現在の処理施設は、四十一年一月に完成し、一日の処理能力は五十四キロリットル、五万四千八分を処理できる大がかりなものでした。

その後、生活環境の変化や収集世帯の増加、処理機械の老化などで、一日の処理能力が四十八・六キロリットルに落ちています。

そのため、衛生センターでは五月からし尿の汲みとり量を八十割くらいにおさえる「汲みとり制限」を実施して、処理能力の低下をおさえています。

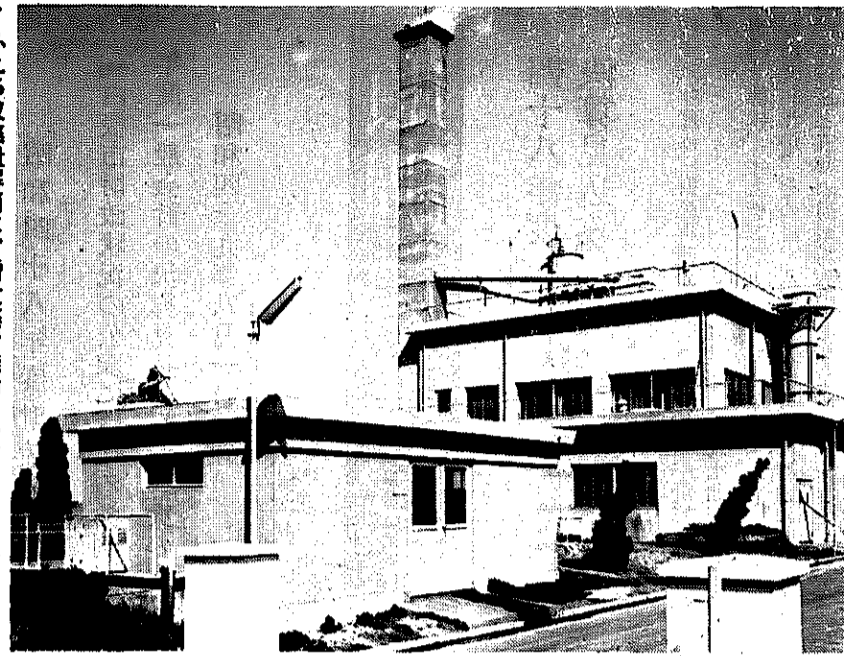
今回の工事は、現在の施設を生かし、し尿をためておく地下

排水処理にも期待が寄せられます

一市一町三村(白根、小須戸味方、月潟、中之口)でつくられ、その家庭のし尿処理をする白根衛生センター。増設工事は、人口の増加やよりよい生活環境の推進などからも、取り組まなければならない大切なものです。

同工事の完成で、し尿処理がより充実されます。

収集車バキュームカーから送りこまれるし尿



ふえる収容量解消に、増設で能力アップ……し尿処理場



白根警察署 新庁舎を建設

白根警察署の新庁舎建設工事が始まりました。場所は能登地内、国道八号線と須藤小路の交差点わき。機動力を発揮するには絶好の場所です。

来春の三月には、二千五百六十九平方メートルの敷地に、鉄筋三階建て(延面積千二百八平方メートル)の庁舎が完成します。

大正十二年に建てられた現在の庁舎は、古い歴史を誇ります。しかしながら、繁華街にあるため駐車場は狭く、車で訪れる人には不便でした。

新庁舎は、広い駐車場も完備し、玄関には、下半身の不自由な人のために、車いす専用のスロープもつくられ、一階に事務室、二階に会議室、三階に柔剣

道場などが設けられます。明るくモダンな建物がまたひとつ、国道沿いに誕生します。



基礎くい打ち開始/ピッチあがる工事現場

本町通りの交通緩和

新富月橋 国道八号線を結ぶバイパス

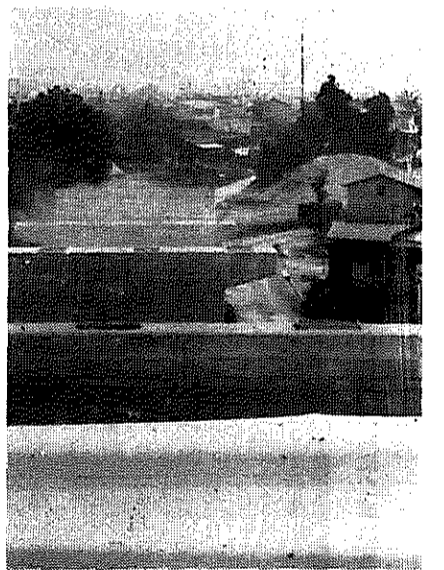
県道白根・巻線の中の口川にかかる「新富月橋」。その橋と国道八号線を、直線的に結び、水道町、諏訪木地内を走るバイパス工事(全長六百四十一・六メートル)が、四十四年から都市計画画路事業として着手されています。

新富月橋は昨年すでに完成。本年度は恵光寺前の道路から国道八号線までの道路と、新富月橋の取り付け道路(橋脚道路)の工事が行なわれます。

恵光寺から国道八号線を結ぶ道路は全長四百二十七メートル、幅二メートルの両側一・五メートルの歩道がつきます。

また、取り付け道路は、長さ九十八・六メートル。車道六・五メートル、両側に一・五メートルの歩道が設けられます。

しかし、恵光寺前道路から取り付け道路までの百十六メートルについては、公共事業抑制などの影響で、工事がおくれる見込みから、現在、市では早期完成のため県へ強く要望しています。



▲期待されるバイパス……完成へ次の工事を待つ、取り付け道の橋脚

国民年金(拠出制)

16.1%引き上げ

これらの制度から老齢(退職)金の給付を受けるには、二十年または二十五年といった長い間加入していなければならない。しかし、一生のうちには職業をかえることもあり、給付を受けるに必要な期間を満たせない場合もでてきます。

そこで、そうした人たちのために、各年金制度の加入期間を合算し、その期間が二十五年以上(国民年金以外の制度だけの場合は二十年以上)あれば六十五歳(国民年金以外は六十歳)から、加入期間にみあった老齢(退職)年金が受けられます。これが「通算年金制度」です。

通算の対象となる公的年金は①国民年金②厚生年金③船員保険④国家公務員共済組合(地方公務員共済組合)⑤私立学校職員共済組合⑥農林漁業団体職員共済組合の八つで、年金の給付を受けるには、各制度に一年以上加入していなければならない。

また、高齢加入者(明治四十四年四月一日以前に生まれた人)の場合には、受給資格期間が十年に短縮されます。

なお詳しいことや、請求の手続きは、それぞれ加入している制度に申し出てください。

表一① 国民年金()内は月額

年金の種類	改正前	改正後
老齢年金	5年年金 96,000円 (8,000円)	111,456円 (9,288円)
	10年年金 150,000円 (12,500円)	174,150円 (14,512円)
60~64歳で繰り上げ支給を受けている人も16.1%引き上げられます。		
通算老齢年金	受給額の16.1%が引き上げられます	
障害年金	1級 300,000円 (25,000円)	348,300円 (29,025円)
	2級 240,000円 (20,000円)	278,640円 (23,220円)
母子(準母子)年金	240,000円 (20,000円)	278,640円 (23,220円)
遺児年金	240,000円 (20,000円)	278,640円 (23,220円)
寡婦年金	受給額の16.1%が引き上げられます	

表一② 福祉年金()内は月額

年金の種類	改正前	改正後
老令福祉年金	60,000円 (5,000円)	90,000円 (7,500円)
障害福祉年金	1級 90,000円 (7,500円)	135,600円 (11,300円)
	2級 60,000円 (5,000円)	90,000円 (7,500円)
母子福祉年金及び準母子福祉年金	78,000円 (6,500円)	117,600円 (9,800円)
老令特別給付金	48,000円 (4,000円)	66,000円 (5,500円)